

議案第96号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。<u>ただし、建築物等に関する事務に係る手数料にあっては、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
戸籍の記録事項の証明	1通 450円
除かれた戸籍の記録事項の証明	1通 750円
戸籍の謄本又は抄本の交付	1通 450円（多機能端末機による交付の場合にあっては、400円とする。）
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通 750円
戸籍に記載した事項に関する証明	1件 350円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件 450円
戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	1通 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、上質紙を用いた場合にあっては、1,400円とする。）
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	書類1件 350円
住民票の記載事項、戸籍の附票に関する証明	1件 350円
住民票及び戸籍の附票の写しの交付	1件 350円（多機能端末機による交付の場合にあっては、300円とする。）
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人1件 350円
身分に関する証明	1件 350円
自動車の臨時運行の許可	1両 750円
住宅用家屋の証明	1件 1,300円
犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされる	1頭 3,000円

ものを除く。)	
狂犬病予防注射済票の交付	1件 550円
狂犬病予防注射済票の再交付	1件 340円
犬の鑑札の再交付	1件 1,600円
化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可	1件 8,500円
その他の証明	1件 350円

別表第1の次に、次の表を加える。

別表第2（第2条関係）

建築物等に関する事務に係る手数料の額

手数料を徴収する事項		手数料の金額		
1	優良宅地造成の認定	1件	86,000円	
2	優良住宅新築の認定及び良質住宅新築の認定	新築住宅の床面積の合計	100平方メートル以内のもの	6,200円
			100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	8,600円
			500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	13,000円
			2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	35,000円
			1万平方メートルを超えるもの	43,000円
3	建築物に関する確認の申請又は計画の通知（北上市が申請するものを除く。）	床面積の合計（確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合の計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）、建築物を移転する場合の移転に係る部分の床面積及び確認を受けた建築物の計画の変更	30平方メートル以内のもの	8,000円
			30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	14,000円
			100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円
			200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	27,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	48,000円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	68,000円
			2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	200,000円

		をして建築物を移転する場合の当該計画の変更に係る部分の床面積は、2分の1とする。ただし、既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた建築物に係る手数料の金額は、床面積により算出した額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円とする。）とする。）	方メートル以内のもの	
			10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	320,000円
			50,000平方メートルを超えるもの	610,000円
4	工作物に関する確認の申請又は計画の通知（北上市が申請するものを除く。）	1件 11,000円（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合は、6,000円とする。）		
5	建築物に関する完了検査の申請又は完了した旨の通知（北上市が申請するものを除く。）	床面積の合計（建築物を移転した場合には当該移転に係る部分の床面積は、2分の1とする。）	30平方メートル以内のもの	14,000円
			30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	18,000円
			100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	23,000円
			200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	32,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	53,000円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	73,000円
			2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	170,000円

			方メートル以内のもの	
			10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	270,000円
			50,000平方メートルを超えるもの	510,000円
6	工作物に関する完了検査の申請又は完了した旨の通知（北上市が申請するものを除く。）	1件 12,000円		
7	建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項第1号の規定に基づく建築物における建築に係る接道（県が認定するものを除く。）の認定の申請	1件 27,000円		
8	仮設建築物の建築又は既存の建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合	床面積の合計（用途を変更する場合の許可にあっては、当該変更に係る部分の床面積は2分の1とする。）	100平方メートル以内のもの	70,000円
			100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	90,000円
			500平方メートルを超えるもの	120,000円

	の許可の申請（災害救助用又は災害における公益的建築物等を除く。）		
9	一団の土地の区域内（既存建築物がない場合）の複数建築物に関する特例の認定の申請	建築物の数が2である場合にあつては、78,000円、建築物の数が3以上である場合であつては、78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
10	一団の土地の区域内（既存建築物がある場合）の複数建築物に関する特例の認定の申請	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては、78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
11	同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請	建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては、78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
12	複数建築物の認定の取り消しの申請	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	
13	一団地の住宅施設に関する都市計	1件 27,000円	

	画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請			
14	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定の申請又は変更の申請	床面積の合計（用途の変更を伴う工事を行う場合の認定又はその変更にあつては、当該認定に係る部分の床面積は2分の1とする。）	30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 50,000平方メートルを超えるもの	8,000円 14,000円 21,000円 27,000円 48,000円 68,000円 200,000円 320,000円 610,000円
15	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平	1 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項又は第4項の規定により当	7,000円

成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請	同じ。）（新築に係るものに限る。）	該住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下同じ。）である旨が記載された確認書（住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下同じ。）若しくは住宅性能評価書（住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）又はこれらの写し（以下「確認書又は住宅性能評価書」という。）を添付した場合	
		確認書又は住宅性能評価書を添付しない場合	48,000円
	2 一戸建ての住宅（新築に係るものを除く。）	住宅品質確保法第6条の2第3項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写し（以下「確認書」という。）を添付した場合	10,000円
		確認書を添付しない場合	72,000円
	3 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（新築に係るものに限る。）で床面積の合計が500平方メートル以内のもの	確認書又は住宅性能評価書を添付した場合	13,000円
		確認書又は住宅性能評価書を添付しない場合	112,000円
	4 共同住宅等（新築に係るものを除く。）で床面積の合計が500平方メートル以内のもの	確認書を添付した場合	19,000円
		確認書を添付しない場合	168,000円
5 長期優良住宅法第6条第2項の規定に基		1から4までに定める額に、第1項及び第2項に定める額を加算した額	



		づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出るもの			
16	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請	1 一戸建ての住宅（新築に係るものとして長期優良住宅法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（以下この項において「認定」という。）を受けたものに限る。）	第15項1に定める額		
		2 一戸建ての住宅（新築に係るものとして認定を受けたものを除く。）	第15項2に定める額		
		3 共同住宅等（新築に係るものとして認定を受けたものに限る。）	第15項3に定める額		
		4 共同住宅等（新築に係るものとして認定を受けたものを除く。）	第15項4に定める額		
		5 長期優良住宅法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出るもの	1から4までに定める額に、第1項及び第2項に定める額を加算した額		
17	都市の低炭素化の促進に関する法	1 一戸建ての住宅又は人の居住の用に供する部分を有する建築物	床面積の合計が200平方メートル以内の	適合証（建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物	5,000円

<p>律（平成24年法律第84号。以下「エコまち法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物の新築等計画の認定の申請</p>	<p>（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び第18項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p>	<p>もの</p>	<p>エネルギー消費性能判定機関又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「事前審査機関」という。）があらかじめエコまち法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた書類をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合</p>				
			<p>適合証の提出がない場合</p>	<p>35,000円</p>			
			<p>床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの</p>	<p>適合証の提出がある場合</p>	<p>10,000円</p>		
				<p>適合証の提出がない場合</p>	<p>70,000円</p>		
			<p>床面積の合計が400平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>適合証の提出がある場合</p>	<p>16,000円</p>		
				<p>適合証の提出がない場合</p>	<p>97,000円</p>		
			<p>2 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10</p>	<p>床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p>	<p>適合証の提出がある場合</p>	<p>5,000円</p>	
					<p>適合証の提出がない場合</p>	<p>18,000円</p>	
					<p>床面積の合計が200平方メートルを超え</p>	<p>適合証の提出がある場合</p>	<p>5,000円</p>
					<p>適合証の提出がない</p>	<p>19,000円</p>	

条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)	るもの	場合	
<p>3 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び第18項において同じ。）をいう。以下この項及び第18項において同じ。）（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p>	<p>共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ1に定める額に、共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p>	<p>(1) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの  ア 適合証の提出がある場合 10,000円  イ 適合証の提出がない場合 109,000円  (2) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの  ア 適合証の提出がある場合 27,000円  イ 適合証の提出がない場合 179,000円</p>	
<p>4 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ</p>	<p>共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ2に定める額に、共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p>	<p>(1) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの  ア 適合証の提出がある場合 10,000円</p>	

(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)	イ 適合証の提出がない場合	33,000円	
	(2) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	ア 適合証の提出がある場合 イ 適合証の提出がない場合	20,000円 57,000円
5 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び第18項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分（以下「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	10,000円
		適合証の提出がなく、建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請である場合	239,000円
		適合証の提出がなく、建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請である場合	96,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	17,000円
		適合証の提出がなく、建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請である場	297,000円

		合	
		適合証の提出がなく、建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請である場合	120,000円
6 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	10,000円
		適合証の提出がなく、建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請である場合	109,000円
		適合証の提出がなく、建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請である場合	48,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	17,000円
		適合証の提出がなく、建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号ロ(1)に定める	138,000円

			基準に適合するものとしてされた認定申請である場合	
			適合証の提出がなく、建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請である場合	63,000円
	7 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体	住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、1及び3に定める額（当該住戸及び共用部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、2及び4に定める額）を合算した額に、5（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、6）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ5（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、6）に定める額を加算した額		
	8 エコまち法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出るもの	1から7までに定める額に、第1項及び第2項に定める額を加算した額		
18	エコまち法第55条第1項の規定に基づく低炭	1 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸	変更面積（建築物の計画を変更して建築物を建築する場合、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の面積をいう	

素建築物新築等計画の変更の認定の申請	。以下同じ。)の第17項1に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項1に定める額(当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項2に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項2に定める額)
2 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住宅部分	変更面積の第17項1及び同項3に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項1及び同項3に定める額を合算した額(当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、変更面積の同項2及び同項4に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項2及び4に定める額を合算した額)
3 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(工場等専用建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。)	変更面積の第17項5に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項5に定める額
4 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。)	変更面積の第17項6に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項6に定める額
5 住宅・非住宅複合	変更面積の第17項1及び同項3(住宅・非住宅

		建築物の建築物全体	複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項2及び同項4)並びに同項5(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項6)に定める床面積の合計(同項5に定める床面積の合計を算定する場合にあつては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項1及び同項3(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項2及び同項4)並びに同項5(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項6)に定める額を合算した額	
		6 エコまち法第55条第2項において準用するエコまち法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出るもの	1から5までに定める額に、第1項及び第2項に定める額を加算した額	
19	建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(建	1 特定建築物(建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。)の非住宅部分(同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)のエネルギー消費性能が建築物省エネ	特定建築物の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。以下同じ。)(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下同じ。)の合計が500平方メートル以内のもの	315,000円



	建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画 2 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画			
20	建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	1 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 2 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更	変更面積の第19項1に定める床面積の合計の区分に応じ、同項1に定める額 変更面積の第19項2に定める床面積の合計の区分に応じ、同項2に定める額		123,000円
21	建築物省エネ法第34条	1 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建	床面積の合計が200平方メ	適合証(事前審査機関があらかじめ建築	6,000円

第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	建築物（住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）をいう。以下同じ。）の住宅部分（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）	一トール以内のもの	物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた書類をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合		
			適合証の提出がない場合	38,000円	
		床面積の合計が200平方メートルを超えるもの		適合証の提出がある場合	6,000円
				適合証の提出がない場合	43,000円
	2 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル以内のもの		適合証の提出がある場合	6,000円
				適合証の提出がない場合	20,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超えるもの		適合証の提出がある場合	6,000円
				適合証の提出がない場合	21,000円
	3 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ	床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量（建築物省エネ省令第1条第1項第1号イに規定する設計一		適合証の提出がある場合	11,000円
				適合証の提出がない場合	77,000円

	(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)	次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)		
		を建築物省エネ省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分(建築物省エネ省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の床面積を除く。以下この項3において同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの		
		床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	23,000円
			適合証の提出がない場合	127,000円
4	共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住宅部分(当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エ	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	11,000円
			適合証の提出がない場合	37,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え	適合証の提出がある場合	23,000円
			適合証の提出がない場合	63,000円

ネ省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)	500平方メートル以内のもの	場合	
5 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	11,000円
		適合証の提出がない場合	251,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	19,000円
		適合証の提出がない場合	315,000円
6 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	11,000円
		適合証の提出がない場合	96,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	19,000円
		適合証の提出がない場合	123,000円
7 住宅・非住宅複合建築物（1から6までに係るものを除く。）	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (1) 住宅部分 3（当該住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに		

		<p>あつては、4)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ3(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、4)に定める額(一戸建てであるものにあつては、1(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、2)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ1(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、2)に定める額)</p> <p>(2) 非住宅部分 5に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ5に定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、6に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ6に定める額)</p>
	8 建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出るもの	1から7までに定める額に、第1項及び第2項に定める額を加算した額
22	建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費	1 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分 変更面積の第21項1に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項1に定める額(当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項2に定める

性能向上計画の変更の		床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項 2 に定める額)
認定の申請	2 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分	変更面積の第21項 3 に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項 3 に定める額（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項 4 に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項 4 に定める額)
	3 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第 1 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）	変更面積の第21項 5 に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項 5 に定める額
	4 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。）	変更面積の第21項 6 に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項 6 に定める額
	5 住宅・非住宅複合	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定

<p>建築物（1から4までに係るものを除く。）</p>	<p>める額を合算した額</p> <p>(1) 住宅部分 変更面積の第21項3（当該住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項4）に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項3（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項4）に定める額（一戸建てであるものにあつては、変更面積の同項1（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項2）に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項1（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、同項2）に定める額）</p> <p>(2) 非住宅部分 変更面積の第21項5に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項5に定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更の認定申請に係るものにあつては、変更面積の同項6に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項6に定める額）</p>
<p>6 建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規</p>	<p>1から5までに定める額に、第1項及び第2項に定める額を加算した額</p>

		定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出るもの				
23	建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物がエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請	1 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	適合証（事前審査機関があらかじめ建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた書類をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合	6,000円	
				適合証の提出がない場合	38,000円	
			床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	適合証の提出がある場合	6,000円	
				適合証の提出がない場合	43,000円	
			2 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	6,000円
					適合証の提出がない場合	20,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超えるもの		適合証の提出がある場合	6,000円	
				適合証の提出がない場合	21,000円	
		3 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	6,000円	
				適合証の提出がない場合	20,000円	
			床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	適合証の提出がある場合	6,000円	
				適合証の提出がない場合	21,000円	



定申請に係るものに限る。)	るもの	場合		
4 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）	床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を建築物省エネ省令第4条第3項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。以下この項4から6までにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	11,000円	
		適合証の提出がない場合	77,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	23,000円	
		適合証の提出がない場合	127,000円	
	5 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	11,000円
			適合証の提出がない場合	37,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	23,000円		
	適合証の提出がない場合	63,000円		

6 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	11,000円
		適合証の提出がない場合	37,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	23,000円
		適合証の提出がない場合	63,000円
7 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	11,000円
		適合証の提出がない場合	251,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	19,000円
		適合証の提出がない場合	315,000円
8 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	11,000円
		適合証の提出がない場合	96,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	適合証の提出がある場合	19,000円
		適合証の提出がない場合	123,000円
9 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）	次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (1) 住宅部分 1に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ1に定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省ネ		

			<p>省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては2に定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ2に定める額、建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては3に定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ3に定める額)</p> <p>(2) 非住宅部分 7に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ7に定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、8に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ8に定める額）</p>
		10 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）	<p>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) 住宅部分 4に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ4に定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては5に定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ5に定める額、建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては6に定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ6に定める額)</p> <p>(2) 非住宅部分 9(2)に定める額</p>
24	建築物のエネルギー消費性能の向	特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令	変更面積の第19項1に定める床面積の合計の区分に応じ、同項1に定める額

<p>上に関する 法律施行規 則（平成28 年国土交通 省令第5号 ）第11条の 規定に基づ</p>	<p>第1条第1項第1号イ に定める基準に適合す るものとして提出され 、または通知された建 築物エネルギー消費性 能確保計画の軽微な変 更</p>	
<p>く建築物エ ネルギー消 費性能確保 計画の軽微 な変更に関 する証明書 の交付</p>	<p>特定建築物の非住宅部 分のエネルギー消費性 能が建築物省エネ省令 第1条第1項第1号ロ に定める基準に適合す るものとして提出され 、または通知された建 築物エネルギー消費性 能確保計画の軽微な変 更</p>	<p>変更面積の第19項2に定める床面積の合計の区 分に応じ、同項2に定める額</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請等に新たな区分を追加して手数料等を改めるほか、所要の整備をしようとするものである。